

電波利用料の見直しに関する検討会（第9回会合）議事要旨

1 日時

平成 25 年 7 月 26 日(金) 10 時 00 分－11 時 40 分

2 場所

総務省 8 階 第一特別会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員(敬称略)

(座長)多賀谷 一照、(座長代理)森川 博之、飯塚 留美、北 俊一、関根 かをり、高田 潤一、土井 美和子、林 秀弥、湧口 清隆、吉川 尚宏

(2) 総務省

柴山総務副大臣、
吉良総合通信基盤局長、富永電波部長、菊池総務課長、竹内電波政策課長、
越後電波利用料企画室長
南大臣官房審議官、秋本放送政策課長

(3) 事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

4 配布資料

資料 9-1 電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)概要版
資料 9-2 電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)
資料 9-3 放送ネットワークの強靱化に関する取組
参考資料 9-1 電波利用料の見直しに関する検討会(第8回)議事要旨

5 議事概要

(1) 電波利用料の見直しに関する基本方針について

資料 9-1 に基づき、事務局より「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)概要版」の説明が行われた。

その後、論点ごとに質疑応答及び意見交換が行われた。主な内容は以下の通り。

【経済的価値の適正な反映の在り方について】

(高田構成員)

5 ページの②-3 の①について、「周波数が高いほど無線通信の高速化、大容量化に適している」とは、他の説明と比べると一足飛びの印象を受けた。「『広い帯域幅なので、』大容量化に適している」としたほうが良いのではないかと。また、「VHF 帯の経済価値は」とあるのは、「VHF 帯『以下』の経済的価値」としたほうが良い。

(土井構成員)

5 ページの②-3 で「VHF以下」とあるのは、「VHF『帯』以下」ではないかと。

【電波利用料の軽減措置の在り方について】

(吉川構成員)

8 ページの、①-4 に「ユニバーサルサービス義務が適用されるといった制度変更があった場合は別として、少なくとも現時点においては、引き続き携帯電話に対しては係数を適用するのは適当ではない」の表現について、これでは、あたかも将来的にユニバーサルサービスが適用されるように見える。また、ユニバーサルサービスが適用されると、すなわち電波利用料が安くなるという予見性を与えるので、修正願いたい。

(林構成員)

9 ページの①-5 の「負担額の著しい変更とならないように検討する」について、特性係数を適用することでの激変緩和措置となると、下げる方向での激変緩和となるが、これは過去議論された電波利用料額の上がり過ぎを緩和するものとは話が違ふ。一般論として、負担額の著しい変更への対応としての激変緩和措置は、料額が大幅に増加する無線局への配慮のために行われるものであって、適切な制度検討の結果として、料額が大幅に減少することとなる無線局については、「下がりすぎることを防止するための激変緩和措置を議論する必要性はないのではないか。また、「VHF 帯以下と UHF 帯を区分して経済的価値を勘案することの検討状況に留意して」とるが、VHF 帯以下と UHF 帯との経済的価値の差異の捉え方の問題と、地デジ跡地の負担の在り方とは、論理的な関連性がないのではないか。経済的価値の勘案の問題と負担額の在り方の問題とはそれぞれ独立して議論すべきである。にもかかわらず、ここでの記述では、2 つの議論がリンクしているような印象を持つ。このことから、「この際」以下の記述は、なくてよいのではないか。

(高田構成員)

地デジの跡地利用による特別な受益と放送局としての公共性とは関係ないということと、次の VHF 帯以下と UHF 帯を区分して経済的価値を勘案することは全く別のことであり、この 2 つを並べて書くのは違和感がある。

(湧口構成員)

VHF 帯以下と UHF 帯の経済的価値を勘案するのかを決めるまでの間という意味で加えられていたのではないかとと思うが、これと特性係数の問題とは別にすべきである。

(土井構成員)

9 ページの①-6 に「著しく変わる時期をとらえて」とあるが、この『著しく』は削ってもいいのではないか。

(湧口構成員)

8 ページの①-3 の(参考)で、公衆通信網と自営とを分けてとなっているが、放送事業者、携帯電話事業者が使っている自営の無線局を入れるか入れないか、『免許人』という言葉を使うか、『無線局』という言葉を使うかで変わってしまうので、言葉の使い方を考えた方がいい。

(森川座長代理)

9 ページの①-5 で、「しかしながら」以降の主語が明示されていないが、主語を地デジ跡地利用のシステム全体とするようにしたほうが良いのではないか。

(吉川構成員)

そもそも電波利用料を使って電波の再配置をし、出来た跡地に入ってきた人に、これまで電波利用料を払っていなかったからと、応分の電波利用料額を取るといったことがあったのか。

(竹内電波政策課長)

このケースのみだと思う。

(高田構成員)

そうだとすると先ほどの①-5については、最初の主語を改め、そもそもその跡地利用のシステムに関しては、跡地利用でないものと同じにすれば良いという書きぶりで良いのではないか。

(北構成員)

8 ページの課題に「ある無線局の負担が減ればその分、他の無線局の負担が増加することになるが、その点も踏まえた上で」とあるが、携帯電話へ2分の1の特性係数がかかった場合、「増額率を一定の水準に収める措置が必要」としているものの、これに収まらないという懸念があるが、いかがか。

(越後電波利用料企画室長)

参考資料として28 ページに記載しているように、電波利用共益事務を実施するために必要な歳出総額を起点として、各無線システムの料額を決定しているものであり、この点が決まらなると激変緩和措置を適用することによる影響はまだ見えない。

仮に歳出総額が決まったとして、その後の算定手順を申し上げますと、まず、a群とb群の事務に分け、b群の費用については、無線局数で割って負担を算出する。a群の費用については、まず周波数の逼迫状況に応じて配分し、次に無線システムの周波数幅の比に応じて負担し合うのが原則である。この際、一部の無線システムについては無線局の特性を考慮して軽減係数をかけるが、全体で所要の額を払っていただくものであり、軽減係数が2分の1だから全体の負担額が減るというものではない。あくまで負担の案分の割合が変更になるものである。無線システムごとの負担は更に、地域・空中線電力・出力により案分し、最後にa群の費用とb群の費用を足して料額表に載せる。

このときに料額が、2割を超えるような場合には、増額を2割に抑えるという調整を図るが、最終的には所要の額を皆さんでまかなってもらおうことについては、変わらない。

【新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方について】

(高田構成員)

14 ページの③の後半に2.5GHzのBWAについて書かれているが、1.2GHzのFPUなども同じような状況があると思う。これは例示なのか。

(竹内電波政策課長)

これはあくまで例示であり、一定の運用制限がかかっている、運用の安定性が他のシステムに比べて低いという場合について料額に配慮が必要ということ。

(飯塚構成員)

今後第4世代のシステムの拡大によるスモールセル等の普及に伴って、マイクロ回線の利用が高まってくると思われる。世界的にも、そういった需要予測があることも踏まえて、負担に

ならないよう進めていったほうが良いと思う。

(高田構成員)

14 ページの課題に「今後導入が見込まれる新たな電波利用システム等」とあるが、③のホワイトスペースを活用する無線システムは既に実現されているのであり、書きぶりについて検討した方が良い。

【放送ネットワークの強靱化に関する取組について】

資料 9-3 に基づき、総務省より「放送ネットワークの強靱化に関する取組」の説明が行われた。その後、質疑応答及び意見交換が行われた。主な内容は以下の通り。

(吉川構成員)

平時の都市型の難聴対策として、中継局整備を行うことが本当にコストパフォーマンスがよいのか。「radiko」やNHKの「らじる★らじる」などが聴けるのであれば、事業者にとっても、携帯の基地局整備を支援したほうが良いという話になるかもしれない。

(森川座長代理)

3 ページに「AM 局の廃止は、国際権益確保の観点から慎重に検討」とあるが、AM は国際的な周波数調整が必要であり、AM を日本で使わなくなった場合、ほかの国がその周波数帯を使ってしまったため、日本として国益の観点から残しておかないといけない。そうした観点から、二重投資となってしまう、お金はかかるが、進めなければならないという理解で良いのか。

(南大臣官房審議官)

AM の設置場所とパワーについては ITU に登録しており、中国や北朝鮮、韓国が仮にそれと混信を与えるようなかたちで新しい AM を出そうとすると、我々は拒否できる権能がある。仮にそれが失われるということになると、中国、韓国、北朝鮮からさらにハイパワーの放送が日本の空に降ってくることになりかねない。AM 局は非常に老朽化が進み、2020 年頃までには大半の局が更新時期を迎えるため、その際に AM の新しい置局をどうするかという問題もあるが、今回は AM を維持したかたちで、FM で補完をしていくものと考えている。

(森川座長代理)

そうすると、吉川構成員の指摘も踏まえながら、AM の重要性というものにも鑑みて、これから検討していくというようなことになるのではないかと。

(多賀谷座長)

FM を置局しなければいけないのは主として都市部という理解でいいか。

(南大臣官房審議官)

AM を FM で補完することが許されているのは、外国波混信のケースだけに限っている。都市型の難聴あるいは地理的な難聴を解消するためにも AM で補完するという、国際調整も必要でコストもかかる手段もあるが、もし、V-Low 帯の周波数の一部が使えるようになれば、それを使ってそれよりコストパフォーマンスの高い方策をすべての形態において活用することを想定している。

(高田構成員)

3 ページのところの V-Low 帯の新たな活用ということで、今回の検討会では V-High マルチメディア放送の利用料の負担の在り方が議論になったが、V-Low 帯域の電波利用料の負担の考え方は今後の課題と理解していいか。

(竹内電波政策課長)

地デジの跡地で運用されている無線局について特性係数を適用するかについては、V-High のみならず他の帯域についても同様に考えるということで、先刻ご了解を頂いたものと考えている。

(湧口構成員)

議論は 2 つ側面があって、1 つが最初の投資のコストをどうするのか、もう 1 つがそのあとの運用において、各ラジオ局の年間の電波利用料の負担がどのくらい大きくなっていくかということ。後者については、議論になっていないという認識でいいか。

(南大臣官房審議官)

現段階では、技術的な話も含めて、どう活用していくか検討をしている段階であり、電波利用料の負担の話はない。

(高田構成員)

4 ページの「その他の主な提言、参考」と書いてあるところについて、何か具体的な動きがあるのか。

(南大臣官房審議官)

電波利用料の見直しに関する検討会で直接ご検討いただく内容とは違う話であるが、これらの提言もいただいていることをご参考までにお示したものを。

(土井構成員)

例えばラジオとインターネットが連携するといったときに、放送局のほうでコンテンツが作られ、配信はネットで配信されるようになったときに、電波利用料はどうなるのか。

(竹内電波政策課長)

ラジオの放送局から配信される場合には、特性係数 4 分の 1 が適用されたラジオ局の料額が適用され、携帯電話の基地局の場合は、今般の議論によれば、2 分の 1 の特性係数が適用される方向となる携帯電話の基地局の料額が適用される。複数の目的で運用される無線局では、主な用途に応じた電波利用料を適用していくのが基本だろうと思っている。

(飯塚構成員)

日本の FM 波というのは世界の FM 波と周波数帯が若干ずれていると認識している。この点について整合性を取る、調整をすることについて、どのような方向性になっているのか。

(南大臣官房審議官)

V-Low の 90~108MHz は、他の国では大体 FM で使われている。日本の場合、そこをテレビで使い、90MHz より下の周波数で FM を使っていた。今回、仮に V-Low 帯の一部につ

いて、AM を FM で補完する用途に使うと、受信機の問題は出てくると思うが、海外に輸出しているラジオであればすべての周波数をカバーしており、すぐにでも受信機として使えるというメリットはある。

(多賀谷座長)

この問題については、電波利用料の使途の 1 つとして報告頂いた。これについては、さまざまな意見もあったところであり、開いたかたちで今後の検討課題とさせて頂く。

以上の議論の後、報告書(案)について本日の議論を踏まえた修正を行い、その後、パブリックコメントを行うこととなった。その際、資料の修正については座長に一任することが承認された。

(2) その他

第 10 回会合は 8 月下旬頃に開催する旨が事務局より周知された。

以上